



## 安全データシート (SDS)

### 1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社  
 東京都中央区日本橋本町4-3-8  
 担当  
 TEL(03)3270-2701  
 FAX(03)3270-2720  
 緊急連絡 同上  
 改訂日 2019/06/05  
 SDS整理番号 01040650

製品等のコード : 0104-0650、0104-1660、0104-2670、0104-1670、0103-9550

製品等の名称 : アセトン

推奨用途 : 精密分析用または電子工業用

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
 溶剤、化学物質原料(ビスフェノールA, MMA, MIBK等)、洗浄剤、  
 化粧品類添加剤、合成中間体、試薬 など



### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体	: 区分2
自然発火性液体	: 区分外
金属腐食性物質	: 区分外
健康に対する有害性	
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: 区分2B
生殖毒性	: 区分2
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	: 区分3(麻酔作用、気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	: 区分1(中枢神経系、呼吸器、消化管)
吸引性呼吸器有害性	: 区分2【国連GHS分類】

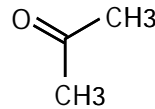
注意喚起語 : 危険

#### 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
 眼刺激  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
 眠気又はめまいのおそれ  
 呼吸器への刺激のおそれ  
 長期又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器、消化管の障害  
 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ

#### 注意書き

【安全対策】  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
 容器を密閉しておくこと。  
 容器を接地すること、アースをとること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。



屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。

皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察、手当を受けること。

気分が悪い時は医師に連絡すること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	単一製品
化学名	:	アセトン (別名) ジメチルホルムアルデヒド、2-オキソプロパン、 プロパン-2-オン、2-プロパノン、ジメチルケトン (英名) Acetone (EC名称)、Dimethylformaldehyde、 2-Oxopropane、Propan-2-one、2-Propanone (TSCA名称)、 Dimethyl ketone
成分及び含有量	:	アセトン、 99.7%以上
化学式及び構造式	:	CH <sub>3</sub> COCH <sub>3</sub> 、(CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> CO、C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> O、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	:	58.08
官報公示整理番号	:	(2)-542
化審法	:	公表化学物質(化審法番号を準用)
安衛法	:	67-64-1
CAS No.	:	200-662-2
EC No.	:	アセトン
危険有害物質	:	・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 17 表示対象物 政令番号 17 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等 作業環境測定基準、作業環境評価基準 危険物・引火性の物 ・消防法 危険物第4類引火性液体 第一石油類 水溶性

### 4. 応急措置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	:	皮膚を多量の水と石鹸で洗う。 皮膚刺激などが生じた時は医師の手当を受ける。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	:	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。 まぶたを親指と人さし指で捻じり、目を全方向に動かし、眼球、まぶたの 隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、 洗浄を続ける。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。 眼刺激が消失しても、遅れて障害が現れることがあるので、必ず医師の 診断を受ける。
飲み込んだ場合	:	口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。 強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り 高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませ て無理に吐かせてはいけない。 意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管 への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流 を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速や かに医師の診察を受ける。 気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状	:	

- : 吸入 : 咽頭痛、咳、錯乱、頭痛、めまい、嗜眠、意識喪失  
 皮膚に付着 : 皮膚の乾燥  
 眼に付着 : 発赤、痛み、かすみ眼  
 経口摂取 : 吐き気、嘔吐。  
 「吸入」の項を参照。

## 5. 火災時の処置

- 消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、燃焼しやすい。  
 粉末、二酸化炭素、泡消火剤、水噴霧  
 大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水(本品があふれ出て、火災を拡大するおそれがある。)  
 特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。  
 極めて燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。  
 引火点(-18 )以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
 本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがあり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性もある。  
 加熱により容器が爆発するおそれがある。  
 火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
 消火水は汚染を引き起こすおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。  
 火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
 漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
 皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。  
 風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
 蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
 密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。  
 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
 漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
 周辺の発火源を速やかに取除く。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。酸化剤との接触禁止。  
 技術的対策 : 引火点(-18 )以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気装置を使用する。  
 ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。  
 保管、取扱温度が高まると容器内圧力が高くなるので、開栓する前に保護具を装着の上、注意して内圧をぬくか、または、よく冷却してから開栓する。  
 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
 指定数量の1/5以上、1未満(少量危険物)の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。  
 炎、火花または高温体との接触を避ける。  
 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を

- 設置する。  
蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
高温になると容器内圧力が上昇し、破裂の危険性がある。  
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
- 保管 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。  
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量不燃材料でふき、かつ天井を設けない。  
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。  
保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件 : 直射日光や高温を避けて保管する。  
容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。  
施錠して保管する。  
危険物を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。  
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 酸化剤  
容器包装材料 : ガラスなど。  
ふっ素樹脂を除く、多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 容器包装材料の耐薬品性(あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要)

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

・試験温度：室温

スチレンゴム クロロブレンゴム(ネオプレン) ニトリルゴム× ブチルゴム  
天然ゴム シリコーンゴム フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)× テフロン  
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
軟質塩ビ× 硬質塩ビ× ポリスチレン× ABS× ポリエチレン ポリプロピレン  
ナイロン アセタール樹脂 アクリル樹脂× ポリカーボネート× ガラス

・試験温度：60

スチレンゴム× クロロブレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム  
天然ゴム× シリコーンゴム - フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) - テフロン  
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅

8.ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 500ppm  
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :  
日本産衛学会(2017年版) 200ppm 470mg/m3  
ACGIH(2017年版) TLV-TWA 500ppm  
STEL 750ppm
- 設備対策 : 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。  
静電気放電に対する予防措置を講ずる。  
作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。  
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- 保護具  
呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。  
手の保護具 : 保護手袋(ネオプレン製、シリコーン製、天然ゴム製、ブチルゴム製など)を着用する。  
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。  
皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。  
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
取扱い後はよく手を洗う。  
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など	: 無色透明の揮発性液体
臭い	: 特異臭
pH	: 5~6 (30%水溶液)
融点	: -95
沸点	: 約56
引火点	: -18 (密閉式)
爆発範囲	: 下限 2.2 vol%、 上限 13 vol%
蒸気圧	: 24 kPa (20 )
20 °Cでの蒸気/空気混合	
気体の相対密度(空気 = 1)	: 1.2
蒸気密度(空気 = 1)	: 2.0
比重(密度)	: 約0.79
溶解度	: 水に極めて溶けやすい(混和しやすい)。 エタノール、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい(混和しやすい)。 クロロホルム、ヘキサンに可溶(混和)。
オクタノール/水分配係数	: log Pow = -0.24
自然発火温度	: 465
分解温度	: データなし
粘度	: 0.32 mPa·s (0.32 cP) (20 )

## GHS分類

引火性液体	: 引火点は-18 (<23 )、かつ沸点は約56 (>35 )であり また、国連危険物輸送勧告ではクラス3、容器等級II (国連番号1090)であることから、区分2とした。
自然発火性液体	: 常温の空気と接触しても自然発火しない(発火点465 (ICSC,2002)) ことから、区分外とした。
金属腐食性物質	: 鋼、およびアルミニウムが容器として使用できるとの記述(ホンメル、 (1991))、及び国連危険物輸送勧告がクラス3 (国連番号1090) であることから、区分外とした。

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常取扱条件において安定である。
危険有害反応可能性	: 無水クロム酸、過塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、臭素酸ナトリウム、過酸化水素、硝酸、硝酸アンモニウムなど強酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。 塩酸の存在下、アセトンにクロロホルムを加えると高い発熱反応起こす。 日光や空気にさらされると過酸化物質を生成し爆発性となる。 蒸気/空気の混合気体は爆発性である。 蒸気は空気より重い。地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性はある。 塩化ビニル樹脂、ポリスチレン、ABS、ポリエチレン、ポリプロピレン、ナイロン、アセタール樹脂、アクリル樹脂、ポリカーボネート、メチルペンテン樹脂は、侵される可能性があるため容器として使用を避ける。
避けるべき条件	: 熱、日光、裸火、スパーク、静電気
混触危険物質	: 酸化剤
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素、二酸化炭素

## 11. 有害性情報

急性毒性	: 経口 ラット LD50 > 5000mg/kg (ACGIH (2001), SIDS (1999)) から、区分外とした。 <参考情報> 経口で200mLほど摂取したヒトの症状は30分後に昏睡状態、頬の紅潮が現れ、呼吸が浅くなり昏睡状態に陥ったが、治療により快復する(NTIS : PB86-143435, Monograph on Human Exposure to Chemicals in Workplace : Epichlorohydrin (1986)). アルコール飲料の使用により有害作用は増大する(S.Pallade et al.: Arch Mal Prof Med Trav Secur Soc 28, 505 - 516 (1967)). 経皮 ウサギ LD50 > 5000mg/kg (ACGIH (2001), SIDS (1999)) から、区分外とした。 吸入(蒸気) ラット LD50 = 32000ppm(75.8mg/L) (SIDS (1999)) から、区分外とした。 <参考情報> 蒸気は、眼、気道を刺激し、中枢神経系、肝臓、腎臓、胃に影響を与え、意識喪失を起こすことがある(S.Pallade et al.: Arch Mal Prof Med Trav Secur Soc 28, 505 - 516 (1967)). 多量の吸入により眼、喉の刺激、不快感、頭痛、吐気、知覚麻痺、血圧低下、呼吸速度の上昇と不規則が報告されている(NTIS : PB86-143435,
------	---

	Monograph on Human Exposure to Chemicals in Workplace : Epichlorohydrin (1986) )。
	吸入(ミスト) データがないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性	: ウサギの皮膚に対して刺激性なし(SIDS (1999), EHC 207 (1998)) とのことから、区分外とした。
眼に対する重篤な損傷	・眼刺激性: 蒸気はヒトの眼を刺激する。しかし、ばく露が止まると刺激性は続かない(ATSDR (1994))。 ウサギではsevereという結果が報告されている(ACGIH (2001))。 角膜上皮は破壊されるが、基質までは至らず、角膜上皮の破壊は4-6日で回復する。アセトンは腐食性の眼刺激性ではない(SIDS (1999))。 以上のことから、区分2 Bとした。 眼刺激(区分2B)
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: Mouse ear swelling test及びGuinea pig maximization testで陰性(SIDS (1999)) から、区分外とした。 呼吸器感作性は、データがないため分類できない。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。 in vitro 小核試験で陰性(SIDS (1999))であった。
発がん性	: データ不足のため分類できない。 ACGIHでグループA4(ヒト発がん性に分類できない物質)(ACGIH (2001))に分類されている。
生殖毒性	: 疫学調査で流産への影響なし(ATSDR (1994))。 ラットの高濃度ばく露(11000ppm(20mg/L))でわずかな発生毒性(胎児体重減)が、マウスの高濃度ばく露(6600ppm(15.6mg/L))で胎児体重減、後期吸収発生率増が報告されている(EHC 207 (1998))との記述から、区分2とした。 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い(区分2)
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	: ヒトへの12000ppmのばく露で喉の刺激、200mLを飲み込んだ男性に昏睡(12時間後意識回復)、12000ppmばく露した労働者に頭痛、めまい、足の脱力、失神及びラットの吸入試験で中枢神経の抑制が認められている(ACGIH(2001))ことから麻酔作用を有する。区分3(麻酔作用)とした。 吸入すると上部呼吸器系を刺激する。 1190、2400mg/m <sup>3</sup> /6hのばく露で鼻、喉、気管の刺激、1000ppm/4hのばく露で喉の刺激が報告されている(EHC 207 (1998))。 以上のことから、区分3(気道刺激性)とした。 眠気又はめまいのおそれ(区分3) 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	: ヒトでは本物質700 ppmに3時間/日、7-15年間、吸入ばく露された作業員において、職業ばく露による影響として、めまい、脱力感とともに呼吸器、胃及び十二指腸に炎症がみられた(ACGIH (7th, 2001), DFGOT vol.7 (1996))との記述があり、ATSDR Addendum (2011) による再評価でも、ヒトでの本物質ばく露による標的臓器は呼吸器、消化管、神経系が中心であると報告されている(ATSDR Addendum (2011))。また、ATSDR Addendum (2011) は本物質を含む製品のばく露により腎炎、腎不全を生じた症例報告(慢性中毒症例としては糸球体腎症と尿管間質性腎炎を発生例1例(原著報告年: 2002年)、ばく露期間が不明で急性中毒症例の可能性が高い腎不全症例1例(原著報告年: 2003年))から、腎臓も標的臓器に挙げているが、症例数が1ないし2件と少なく、標的臓器として今回の分類に加えるには証拠は十分とは言いがたい。一方、ACGIH (7th, 2001) にはボランティアに500 ppmの濃度で6時間/日、6日間吸入ばく露した結果、血液系への影響(白血球数及び好酸球数の増加、好中球の貪食作用の減少)がみられたとの記述があり、旧分類における区分2(血液系)の根拠とされたが、ACGIH (7th, 2001) には血液影響はみられないとの報告も併記されており、本物質の600又は1,000 ppmに5年以上ばく露を受けた群と対照群を比較した疫学研究では血液影響を生じないことが確認された(DFGOT vol.7 (1996))との記述、さらにこれらより新しいIRIS (2003)、ATSDR Addendum (2011) による有害性評価ではヒトばく露による血液影響の記述がないことから、血液系は標的臓器から除外することとした。従って、ヒトでの新しい知見に基づき、分類は区分1(中枢神経系、呼吸器、消化管)とした。 なお、実験動物ではラット及びマウスを用いた13週間飲水投与試験、並びにラットの13週間強制経口投与試験において、いずれも区分2までの用量範囲で、明らかな毒性影響はみられていない(SIDS (2002))。 長期又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器、消化管の障害(区分1)。 動粘性率は計算値で0.426mm <sup>2</sup> /sec、化学性肺炎の動物データが無いが、C13以下のケトンであることにより、区分2とした(国連GHS分類)。 ただし、分類JISではデータ不足のため分類できないである。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ(区分2)
吸引性呼吸器有害性	: 動粘性率は計算値で0.426mm <sup>2</sup> /sec、化学性肺炎の動物データが無いが、C13以下のケトンであることにより、区分2とした(国連GHS分類)。 ただし、分類JISではデータ不足のため分類できないである。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ(区分2)

## 12. 環境影響情報

- 水生環境急性有害性： 魚類、ファットヘッドミノール LC50 > 100mg/L/96H (EHC 207 (1998)) から、区分外とした。
- 水生環境慢性有害性： 難水溶性でなく（水溶解度  $1.00 \times 10^6$  mg/L (PHYSPROP Database)）、急性毒性が低いことから、区分外とした。
- オゾン層への有害性： 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物： 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。  
都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。  
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。  
（参考）(1) 燃焼法  
可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナ及びスクラバ付き焼却炉の火室で焼却する。  
(2) 活性汚泥法  
生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
- 汚染容器及び包装： 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号： 127

## 国際規制

海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 1090  
Proper Shipping Name : ACETONE  
Class : 3（引火性液体）  
Sub risk : -  
Packing Group : II  
Marine Pollutant : No（非該当）  
Limited Quantity : 1L

航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 1090  
Proper Shipping Name : Acetone  
Class : 3  
Sub risk : -  
Packing Group : II

## 国内規制

陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う）

海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 1090  
品名 : アセトン  
クラス : 3（引火性液体）  
副次危険 : -  
容器等級 : II  
海洋汚染物質 : 非該当  
少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 1090  
品名 : アセトン  
クラス : 3  
副次危険 : -  
等級 : II  
少量輸送許容物件許容量 : 1L

- 特別の安全対策 : 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

## 15. 適用法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第17号「アセトン」、対象重量%は 1)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物  
(政令番号 第17号「アセトン」、対象重量%は 0.1)  
(別表第9)  
第2種有機溶剤等  
(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項 第4号)  
危険物・引火性の物(施行令別表第1 第4号)  
作業環境測定基準、作業環境評価基準
- 化審法 : 優先評価化学物質 No.114 (官報公示日:2012/12/21)  
「アセトン」  
優先評価化学物質の評価対象:人健康影響
- 消防法 : 危険物第4類引火性液体、第一石油類水溶性液体 指定数量400L  
危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当  
化学物質管理促進法(PRTR法) : 非該当
- 船舶安全法 : 引火性液体類(危規則第2,3条危険物告示別表第1)  
航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
- 海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Z類物質(施行令別表第1)  
水質汚濁防止法 : 生活環境項目(施行令第三条第一項)  
「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」  
〔排水基準〕160mg/L以下(日間平均 120mg/L以下)  
(注)排水基準に別途、条例等による上乘せ基準がある場合はそれに従うこと。
- 麻薬向精神薬取締法 : 麻薬向精神薬原料「アセトンを50%を超えて含有する物」  
輸出貿易管理令 : 輸出承認品目  
「アセトンを50%を超えて含有する物(ただし、輸出総価額30万円以下のものは少額特例で除外される。)」  
(別表第2、No.21-3「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」)  
キャッチオール規制(別表第1の16項) 第29類 有機化学品  
HSコード(輸出統計品目番号、2019年4月1日版):2914.11-000  
「アセトン」

## 16. その他の情報

(注)本品を本来の目的以外には使用しないで下さい。

- 参考文献 :
- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ                       | 化学工業日報社                    |
| 労働安全衛生法MSDS対象物質全データ                              | 化学工業日報社(2007)              |
| 化学物質の危険・有害便覧                                     | 中央労働災害防止協会編                |
| 化学大辞典  | 共同出版                       |
| 安衛法化学物質  | 化学工業日報社                    |
| 産業中毒便覧(増補版)                                      | 医歯薬出版                      |
| 化学物質安全性データブック                                    | オーム社                       |
| 公毒と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)                            | 三共出版                       |
| 化学物質の危険・有害性便覧                                    | 労働省安全衛生部監修                 |
| Registry of Toxic Effects of Chemical Substances | NIOSH CD-ROM               |
| GHS分類結果データベース                                    | nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP |
| GHSモデルMSDS情報                                     | 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP   |

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。